



山梨県における歩道の ユニバーサルデザインについて

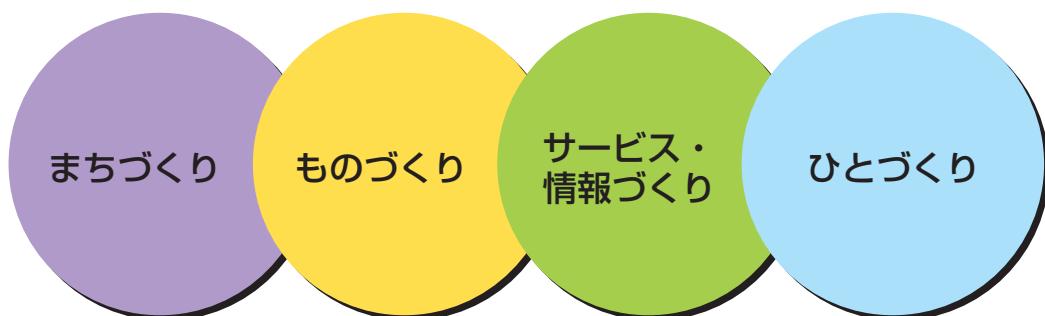
山梨県 県土整備部 道路管理課

はじめに

年齢、国籍、身体的な状況などを問わず、すべての人が人格と個性を尊重され、快適で安全に暮らせるよう、まちづくりやものづくり、サービスなどにあらかじめ配慮するユニバーサルデザインの考え方は、少子高齢化や障害を持つ方々の社会参加が進む今日では、欠かすことのできない要素となっております。

山梨県では、公共事業や福祉の分野など県政の様々な分野で、ユニバーサルデザインに配慮した施策が行われており「暮らしやすさ日本一」の山梨の実現に向け、その普及が一層求められ、平成19年度に障害者団体や商工団体等の多くの意見を踏まえてユニバーサルデザインの基本方針を策定しました。

そのなかでは、すべての人に優しいまちづくりの推進に向けて、次の分野を設定し様々な取り組みを行っております。



この中で、「まちづくり」のひとつである日々の生活に密着している歩道におけるユニバーサルデザインの取り組みについて、ご紹介致します。

歩道のユニバーサルデザインを進めるまでの基本的な姿勢

ユニバーサルデザインへの取り組みについては、まず、実際に利用する人の立場に立って、少しでも多くの人の意見や要望をくみ取るプロセス（過程）が大切です。

そして、整備後にその利用後の意見や要望をフィードバックできる継続的な取り組みが必要であり、利用者がつくり手とともに関わることで共同して良いものを生み出そうとする姿勢が大切です。

また、中山間地域と中心市街地とでは、利用者のニーズが異なるため、地域の特性に合わせた取り組みとし、観光施設が豊富である本県では、県外や海外からの観光客のニーズにも配慮することとしております。

具体的な取り組み

利用者の意見

○県庁出張トークの開催

山梨県では、平成 20 年度より県民の声を広く聞くことを目的に、県土整備部の幹部が県民のところに出向いて意見交換を行う「県庁出張トーク」があり、歩道の利用者の方々と意見交換を実施しております。

この中では、実際に街に出て、ユニバーサルデザインの対応をした箇所やそれ以外の箇所、今後、整備を行う箇所などを身体障害者の方々と道路について意見交換をおこない、歩道における現状と課題を確認いたしました。

平成 20 年 甲府市において身体障害者団体（6 団体）、介護者等と歩道利用上の課題や今後の歩道つくりの意見交換 参加者 23 名

平成 21 年 富士河口湖町において身体障害者団体（3 団体）と現地調査と景観にも配慮したバリアフリーの課題等の意見交換会 参加者 10 名

平成 22 年 甲府市において身体障害者団体（4 団体）、大学教授等と現地調査や歩道づくりの意見交換 参加者 13 名

平成 23 年 甲府駅南口周辺の歩道と車道の問題点等を身体障害者団体（4 団体）、大学教授等と意見交換 参加者 13 名

平成 24 年 移動円滑化の条例化について障害者団体と意見交換の予定

この意見交換において、確認された課題は、

①歩道と車道との段差 ②舗装材の凹凸について ③エスコートゾーンについて ④自転車の利用について

など様々な意見が出され、特に、歩道と車道の段差については、車いす生活者からは、歩車道の段差が車いすには通行する上で大きな負担であるとの意見があり、一方、視覚障害者からは、この段差により歩車道の違いが理解できるとの相反する意見がありました。

この点について、現場での意見交換や協議を重ねた結果、視覚障害者からは、歩車道の違いが理解できる段差に変わる施設として、エスコートゾーンの活用が提案されました。

※エスコートゾーン

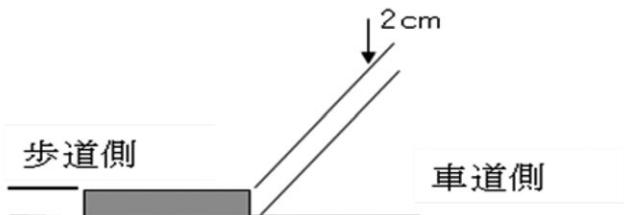
視覚障害者が安全に、最短距離で横断歩道を渡ることができるよう、横断歩道の中央付近に敷設した突起体の列（点字ブロック）のこと

現地調査における意見

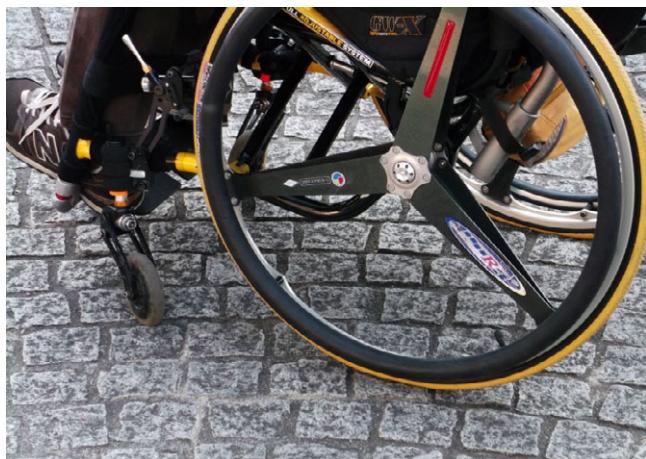
○歩道と車道との段差について



○歩道と車道の段差が、車いす利用者にはバリアーとなっている。



○舗装ブロックの凹凸状況



○歩道の舗装ブロックの凹凸で、振動が車いすに伝わり、走りにくい。

○歩道の舗装には、凹凸がない材料を使用してほしい。

○エスコートゾーンと点字の間隔状況



○エスコートゾーンは、視覚障害者には非常に手助けになる施設である。

○エスコートゾーンの設置を増やしてほしい。

○エスコートゾーンと点字の間隔を狭くしてほしい。

○自転車の違法駐車について



○点字ブロックの上に自転車が駐車している。

○歩道上に駐輪車があり、自転車が邪魔で通行できない。



○細街路部の連続歩道状況



○細街路部は、連続歩道にしてほしい。

○沿道の商業施設との段差



○商業施設の入口も入りやすいようにスロープとしてほしい。

これらの問題を解決するために、公安委員会や身体障害者団体、有識者等と意見交換を重ね今後整備が可能となる次の項目について、ルール化を検討した。

- ① 歩道の連続化
- ② 横断歩道におけるエスコートゾーンの設置と段差の解消
- ③ 車両乗り入れ部等における縁石の形状の工夫
- ④ 障害者用駐停車施設の表示

山梨県における移動円滑化の条例化について

山梨県では、地域主権改革一括法等に係る社会资本（道路）の整備基準等を条例で定めることとなり、特に「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めた省令」について、条例化に向けて、作業を進めています。（平成25年4月1日施行予定）

このなかでは、「県庁出張トーク」等の身体障害者等からの意見を積極的に取り入れて、移動円滑化の条例を作成しております。

その内容を以下に紹介します。

1. 条例化の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（「第2次地域主権改革一括法制定」）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条改正

■バリアフリー法第10条（道路管理者の基準適合義務等）

- ①国道及び高速自動車国道の構造基準は、これまでどおり省令で規定する。
- ②都道府県道及び市町村道の構造基準は省令で定める基準を参照して自治体の条例で規定する。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第1条改正

■省令第1条（趣旨）

- ①当該基準は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参照すべき基準とする。

平成25年4月1日 「山梨県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（仮称）」の施行

2. 具体的な例

1. 歩道の連続性（該当する条文 第3条）

■目的：歩道や自歩道の連続性を確保することで、高齢者（特に買い物カート使用者、シニアカー使用者）や車いす使用者等の移動が円滑となる。

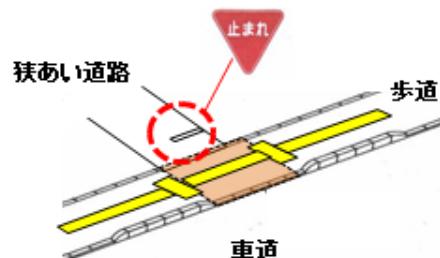
【解説】

●歩行者が多い歩道において、交差する狭い道路の車両交通量が少ない交差点については、歩道の連続構造とする。その部分の舗装は材質や色彩を変えるなどして、視覚的に注意喚起を図る。また、交通管理者と協議を行い必要な措置を講じる。

（現行）



（独自基準）



2. 横断歩道に接続する歩道等の構造（該当する条文 第9条）

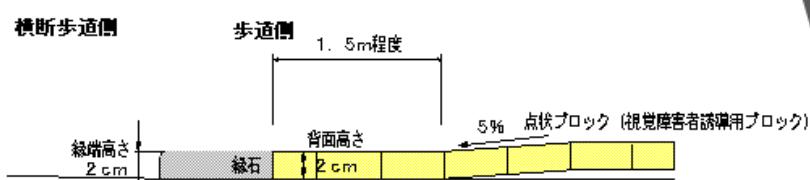
■目的：視覚障害者、高齢者（特に買い物カート使用者、シニアカー使用者）や車いす使用者等が円滑に横断歩道を移動できるように配慮する。

（独自基準）

【解説】

●横断歩道にエスコートゾーン（視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列）や、歩道部に注意喚起の点状ブロックを設置するなどし、交差点部に接続する歩道等の縁端の段差を無くすことで、視覚障害者、高齢者、車いす使用者等の円滑な移動が可能となる。

（現行）



「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」大成出版社より抜粋

エスコートゾーン

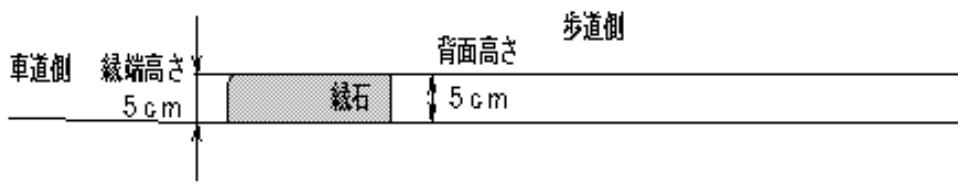


3. 車両乗り入れ部等における縁石の形状（該当する条文 第10条）

■目的：歩道と車道を区分する縁石の形状を工夫することで、高齢者（特に買い物カート使用者、シニアカー使用者）や車いす使用者等の移動が円滑となる。

【解説】

（現行）



（独自基準）



「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」大成出版社 より抜粋

- 縁石表面勾配を設けることで、縁端高さの標準を2cmとする。
- 視覚障害者用誘導ブロックを敷設するときは、段差を縮小することができる。

4. 障害者用駐停車施設の表示（該当する条文 第23条、第24条）

■目的：障害者用駐停車施設であることを車両駐停車時でもわかりやすく表示する。

【解説】

（独自基準）



「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」大成出版社 より抜粋

- 路面表示だけでは、車両駐停車時に障害者用であることが分かりにくいため、表示板などの設置を条文に明記する。

○山梨県では、これらの基準の条例化を進め、整備を実施して参りますが、今後も利用者の意見を聞きながらユニバーサルデザインの推進を進めて参ります。